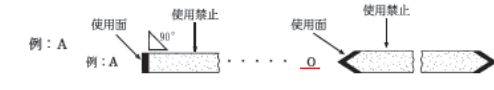
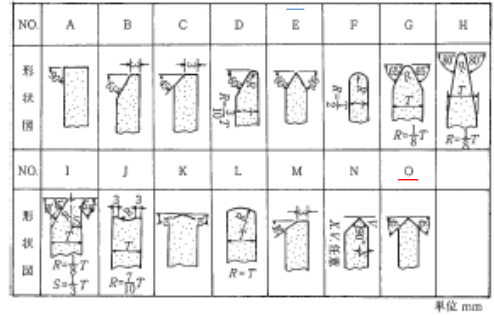
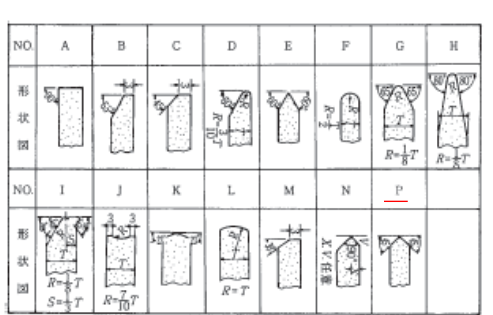


自由研削砥石の安全作業 No.121700
 新旧対照表 第7版 (令和元年6月24日)

第6版 (平成27年6月16日)			第7版 (令和元年6月24日)																																														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																												
18	下から6行目	⑦ 縁形 AからOまであり、 <u>Aは側面使用が禁止されています。</u>  (下線部分右記に変更)		下から行目	⑦ 縁形 AからPであり、 <u>使用面以外の部分の使用は禁止されています。</u>																																												
19	図2-2	 図2-2 標準縁形一覧 (下線部分右記に変更)	19	図2-2	 図2-2 標準縁形一覧																																												
21	表2-2	砥石の表示 (ラベル) <table border="1" data-bbox="287 1008 782 1064"> <tr> <th>砥粒</th> <th>粒度</th> <th>結合度</th> <th>組織</th> <th>結合剤</th> <th>形状</th> <th>縁形</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>36</td> <td>P</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>切断砥石</td> <td>F</td> </tr> </table> 寸法 <table border="1" data-bbox="287 1097 494 1153"> <tr> <th>直径 (D)</th> <th>厚さ (T)</th> <th>孔径 (H)</th> </tr> <tr> <td>305</td> <td>2.5</td> <td>25.4</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="558 1075 718 1153"> <tr> <th>最高使用周速度</th> </tr> <tr> <td>72m/sec</td> </tr> </table> 表2-2 砥石の表示 (下線部分右記に変更)	砥粒	粒度	結合度	組織	結合剤	形状	縁形	A	36	P	-	B	切断砥石	F	直径 (D)	厚さ (T)	孔径 (H)	305	2.5	25.4	最高使用周速度	72m/sec	21	表2-2	砥石の表示 (ラベル) <table border="1" data-bbox="989 1008 1484 1064"> <tr> <th>砥粒</th> <th>粒度</th> <th>結合度</th> <th>組織</th> <th>結合剤</th> <th>形状</th> <th>縁形</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>36</td> <td>P</td> <td>-</td> <td>BF</td> <td>切断砥石</td> <td>-</td> </tr> </table> 寸法 <table border="1" data-bbox="989 1097 1197 1153"> <tr> <th>直径 (D)</th> <th>厚さ (T)</th> <th>孔径 (H)</th> </tr> <tr> <td>305</td> <td>2.5</td> <td>25.4</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1292 1075 1452 1153"> <tr> <th>最高使用周速度</th> </tr> <tr> <td>72m/sec</td> </tr> </table> 表2-2 砥石の表示	砥粒	粒度	結合度	組織	結合剤	形状	縁形	A	36	P	-	BF	切断砥石	-	直径 (D)	厚さ (T)	孔径 (H)	305	2.5	25.4	最高使用周速度	72m/sec
砥粒	粒度	結合度	組織	結合剤	形状	縁形																																											
A	36	P	-	B	切断砥石	F																																											
直径 (D)	厚さ (T)	孔径 (H)																																															
305	2.5	25.4																																															
最高使用周速度																																																	
72m/sec																																																	
砥粒	粒度	結合度	組織	結合剤	形状	縁形																																											
A	36	P	-	BF	切断砥石	-																																											
直径 (D)	厚さ (T)	孔径 (H)																																															
305	2.5	25.4																																															
最高使用周速度																																																	
72m/sec																																																	
23	下から4行目	(4) <u>といし</u> の保管 自由研削においては、多量に購入しておくことは余りないと思いますが、保管については包装のまま、乾燥した所定の棚等に積んでおくようにします (研削 <u>といし</u> は水分湿気に弱い性質のため)。	23	下から4行目	(4) <u>砥石</u> の保管 自由研削においては、多量に購入しておくことは余りないと思いますが、保管については包装のまま、乾燥した所定の棚等に積んでおくようにします (研削 <u>砥石</u> は水分湿気に弱い性質のため)。																																												
54	10行目	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は～ (省略)	54	10行目	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は～ (省略)																																												
54	下から4行目	安衛法第4条 (<u>労働者の責務</u>)	54	下から4行目	(下線部削除)																																												
55	下から10行目	安衛法第22条 (<u>健康障害の防止</u>)	55	下から10行目	(下線部削除)																																												
55	下から3行目	安衛法第26条 (<u>労働者の遵守義務</u>)	55	下から3行目	(下線部削除)																																												

第 6 版（平成 27 年 6 月 16 日）			第 7 版（令和元年 6 月 24 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
56	2 行目	第 29 条 <u>（労働者の守るべき事項）</u>	56	2 行目	（下線部削除）
56	下か ら 9 行目	（省略）～を行わなければならない。第 1 項（雇 い入れ時教育）～（省略） 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働 省令で定めるものに労働者をつかせるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、当該業務 に関する安全又は衛生のための特別の教育を行 わなければならない。	56	下か ら 9 行目	省略～を行なわなければならない。第 1 項（雇い入 れ時教育）～（省略） 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令 で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働 省令で定めるところにより、当該業務に関する安全 又は衛生のための特別の教育を行なわなければな らない。
57	2 行目	（省略）～教育を行わなければならない。	57	2 行目	（省略）～教育を行なわなければならない。
57	20 行 目	法第 59 条第 3 項の <u>労働省令</u> で定める危険又は 有害な業務は、次のとおりとする。 一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転 の業務 二～三十九（省略）	57	20 行 目	法第 59 条第 3 項の <u>厚生労働省令</u> で定める危険又は 有害な業務は、次のとおりとする。 一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の 業務 二～四十一（省略）
57	下か ら 16 行目	事業者は、法第 59 条第 3 項の特別教育～（省略）	57	下か ら 16 行目	事業者は、法第 59 条第 3 項の特別 <u>の</u> 教育～（省略）
57	下か ら 12 行目	事業者は、特別教育を行 <u>なった</u> ときは、～（省略）	57	下か ら 12 行目	事業者は、特別教育を行 <u>つた</u> ときは、～（省略）
57	下か ら 8 行目	第 27 号及び第 30 号から第 36 号までに掲げる 業務に～（省略）	57	下か ら 8 行目	第 27 号及び第 30 号から第 36 号まで <u>及び第 39 号か ら第 41 号まで</u> に掲げる業務に～（省略）
57	最下 段	三 呼吸用保護具の <u>使用方法</u>	57	最下 段	三 呼吸用保護具の <u>使用の方法</u>
59	16 行 目	2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働 大臣の定める作業環境測定基準に従って <u>おこな わなければならない</u> 。	59	16 行 目	2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大 臣の定める作業環境測定基準に従って <u>行わなけれ ばならない</u> 。
59	18 行 目	3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による作業環 境測定の <u>適正</u> かつ有効な～（省略）	59	18 行 目	3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による作業環境 測定の <u>適切</u> かつ有効な～（省略）
59	下か ら 16 行目	（省略）～当該作業環境測定指針に関し必要な指 導を行うことができる。	59	下か ら 16 行目	（省略）～当該作業環境測定指針に関し必要な指導 <u>等</u> を行うことができる。

第6版（平成27年6月16日）			第7版（令和元年6月24日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
59	下から2行目 下から5行目	(省略)～を行わなければならない。 (省略)～を行わなければならない。	59	下から2行目 下から5行目	(省略)～を行 な わなければならない。 (省略)～を行 な わなければならない。
60	16行目	(省略)～この限りではない。(下線削除)	60	16行目	(省略)～この限りでない。